

# 第4次大田原市行政改革大綱

(令和3年度～令和7年度)

令和3(2021)年3月

大田原市



## 目次

<b>I</b>	<b>策定の背景</b> . . . . .	<b>1</b>
1	大田原市を取り巻く環境	
2	これまでの行政改革の取組	
<b>II</b>	<b>行政改革大綱の策定の必要性</b> . . . . .	<b>3</b>
1	行政改革大綱の位置付け	
2	行政改革の取組のテーマ	
<b>III</b>	<b>行政改革を推進するための取組内容</b> . . . . .	<b>5</b>
1	市民との協働によるまちづくり	
2	効率的な行政運営	
3	持続可能な財政構造の確立	
<b>IV</b>	<b>実効性のある改革とするために</b> . . . . .	<b>6</b>
1	行政改革年度別実施計画の策定	
2	推進体制	
3	計画期間	

# I 策定の背景

## 1 大田原市を取り巻く環境

### ○社会情勢の変化への対応

我が国では、晩婚化や未婚率の増加などを背景とした出生率の低下による少子化が進んでいる一方で世界に類を見ない高齢化が進行し、急速な高齢者人口の増加による「超高齢化社会」を迎え、本市においても同様です。

また、本市における人口は、2015年に75,457人（国勢調査人口）でしたが、現状のまま推移すると2060年には42,000人程度まで減少するとの推計（平成30年3月：国立社会保障・人口問題研究所）が示されています。

こうした人口構造の変化により、医療、福祉などの社会保障に必要な経費が増加するとともに、消費の減少による地域経済の縮小、地域活動の担い手不足によるコミュニティの弱体化、日常生活に欠かせない生活交通手段の不足、児童・生徒の減少による学校の小規模化、空き家の増加による住環境の悪化など市民生活や地域経済、行政運営における様々な影響が想定されます。

今後、人口減少を見据えた持続可能なまちづくりを進めるためには、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、市民が安心して暮らせるよう、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進め、農林業、商工観光業等の更なる振興により安定した雇用を確保し、人口減少の克服に向けた施策を積極的に実施することが求められています。

### ○行財政基盤の強化

これまで本市においては、歳入の確保、民間への業務委託や行政評価による事業の見直し、定員適正化計画による人件費の削減など、歳入・歳出全般にわたる改善を重ねてきました。

厳しいながらもこれらの取組により、全会計における収支については黒字であり、平成19年度決算から算定と公表が義務付けられている健全化判断比率の各指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）についても適正な範囲を維持しています。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、適正範囲の70%から80%に対して、令和元年度の決算では97.9%となり、財政の硬直化が進んでいます。

このため、引き続き、行政コストの削減や歳入の確保等により、財政の健全化に取り組む必要があります。

○地方分権改革への対応

平成12年4月、地方分権一括法の施行により、中央集権型から地方分権型への行政システムの転換が図られ、地方自治体が自ら考え行動することで個性豊かな地域社会の形成が求められました。

その後も国や県からの権限移譲を含む地方分権が進み、人口減少や少子化、高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢が変化する中、市民が市政に積極的に参画し、地域が自主的かつ自立的に決定していく地方自治を実現するため、「大田原市自治基本条例」を平成25年9月に制定しました。

同条例で定める自治の基本原則「参加の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」及び「評価及び改善の原則」にのっとり、行政運営を行うこととしています。

2 これまでの行政改革の取組

昭和60年6月	大田原市行政改革推進本部設置 (組織機構の簡素化、給与及び定員管理の適正化、事務事業の見直し、民間委託の促進等)
平成7年7月	大田原市行政改革推進委員会設置
平成12年4月	地方分権一括法施行
平成14年6月	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002閣議決定 (平成16年度から平成18年度にかけて三位一体の改革推進)
平成15年度～	行政評価システム導入 (平成21年度まで実施)
平成17年10月	大田原市・湯津上村・黒羽町合併
平成18年3月	3市町村合併後の新たな取組として「第1次新大田原市行政改革大綱」を策定 【大項目】( )内は取組項目数 (1) 自助、互助、公助のまちづくりの推進 (10) (2) 市民サービスの見直し (13) (3) 人事・給与制度の見直し (10) (4) 行政体制の見直し (2) (5) 歳入の確保と歳出の抑制 (13) (6) 公営企業等の経営健全化 (6) (7) 外郭団体 (2) 計 56項目

平成 19 年 3 月	大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」策定
平成 22 年 10 月	事業仕分け実施 (平成 24 年度まで実施 ※平成 23 年度は未実施)
平成 23 年 3 月	第 2 次大田原市行政改革大綱策定 【大項目】 ( ) 内は取組項目数 (1) 自助、互助、公助のまちづくりの推進 (8) (2) 市民サービスの向上 (5) (3) 効率的な執行体制の確立 (2) (4) 行政体制の見直し (2) (5) 持続可能な財政構造の確立 (7) (6) 公営企業等の経営健全化 (3) 計 27 項目
平成 25 年 9 月	大田原市自治基本条例制定
平成 25 年度～	・ 事務事業評価 (行政評価) 実施 ・ 事務事業検証改善会議実施 (※平成 27 年度から「事務事業庁内検証会議」に改称)
平成 28 年 3 月	第 3 次大田原市行政改革大綱策定 【大項目】 ( ) 内は取組項目数 (1) 自助、共助、公助のまちづくりの推進 (7) (2) 市民サービスの向上 (5) (3) 効率的な執行体制の確立 (2) (4) 行政体制の見直し (1) (5) 持続可能な財政構造の確立 (7) (6) 公営企業等の経営健全化 (5) 計 27 項目
平成 29 年 3 月	大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」策定

## II 行政改革大綱の策定の必要性

地方自治法第 2 条第 1 4 項において「地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されているとおり、限られた財源の中で最大の効果を挙げるために経費の削減や事業の見直しなどを積極的に進め、常に能率的かつ効率的に行政運営を行うことが要請されています。

行政改革大綱は、市政を将来にわたって安定的に運営していくため、効率的かつ効果的に行政改革を推進する指針として策定するものです。

## 1 行政改革大綱の位置付け

本大綱は、大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」における本市の将来像の実現に向けた基本構想の理念に基づく、政策・施策を推進するために必要な行政改革の在り方を示すものです。

また、以下の計画と整合性を図りながら、効果的な行政改革を推進します。

計画の名称	策定年月／ 計画期間	計画の概要
大田原市総合計画	平成 29 年 3 月／ (基本構想) 平成 29 年度 ～令和 8 年度	大田原市自治基本条例第 13 条に基づく計画で、市政運営の方向性を示すまちづくりの最上位に位置する計画。 10 年間のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と 5 年ごとの具体的な施策・事業内容を示した「基本計画」さらに 2 年間ごとの主要事業を財源の裏付けとともに示した「実施計画」で構成される。
大田原市中期財政計画	平成 30 年 10 月／ 令和元年度 ～令和 5 年度	本市の財政運営の基本的な考え方や具体的な取組などを示し、毎年度の予算編成方針の指針として活用することで、一層の行財政改革を進め、諸施策の着実な実現と持続可能な自治体運営の確立を図る計画。
大田原市定員適正化計画	令和 3 年 3 月／ 令和 3 年度 ～令和 7 年度	市の職員数の推移、現状、今後の課題などを整理し、人口など規模が類似する市との比較を通して、行政需要に応じた適正な職員数を管理するため、定員管理のあり方について基本方針、手法、目標値などを定めた計画。
第 3 次大田原市 ICT 総合推進計画	令和 2 年 3 月／ 令和 2 年度 ～令和 4 年度	日々進展する情報通信技術（ICT）を活用して、本市の地域情報化及び庁内情報化を推進し、市民サービスの向上、地域の活性化、業務の効率化などを図る計画。
第 2 期大田原市未来創造戦略	令和 2 年 3 月／ 令和 2 年度 ～令和 6 年度	平成 26 年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市の人口の現状と将来の姿を示した「大田原市人口ビジョン（平成 27 年策定）」における将来像を実現するための目標や施策の基本的方向、具体的な施策を定めた計画。
大田原市公共施設個別施設計画	令和 3 年 3 月／ (改修実施計画期間) 令和 3 年度 ～令和 12 年度	平成 28 年 11 月に策定した大田原市公共施設等総合管理計画に基づき、インフラを除く市が所有する公共施設の建物に対し、個別に長寿命化、更新、廃止等の実施方法や時期を定めた計画。

## 2 行政改革の取組のテーマ

本大綱は、大田原市総合計画の下位の計画として位置付けられ、その整合性を図るため、総合計画に掲げる次の基本政策を行政改革の取組のテーマとします。

### 「情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり」

#### ○行政の効率的・効果的な運営（組織機構の見直し）

地方自治法第158条第2項において「地方公共団体の長は、内部組織の編成に当たっては、当該地方公共団体の事務及び事務の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。」と規定されているとおり、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民ニーズの多様化に対応する施策を総合的かつ機動的に展開するとともに、事務の平準化を図るため、従来のある方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した組織機構の見直しを行います。

また、職員の事務改善の意欲を高めるとともに事務の合理化及び経費の節減を図り、併せて職員の資質向上に努めます。

#### ○財政の健全運営

健全な財政運営に向け、中期財政計画を推進し、歳入と歳出の収支の均衡を図ります。

また、事業の見直しによる歳出経費の削減を強化するとともに市税等の積極的な財源確保を図ります。

さらに特別会計への繰出金の抑制や遊休施設の効率的活用、公共施設の長期的な視点に立った老朽化対策の実施と適切な維持管理に努めます。

#### ○広域連携の推進

那須地区広域行政事務組合の構成市町が相互に協力し、事務事業を効率的に執行するとともに八溝山周辺地域定住自立圏の中心市としての役割を担い、リーダーシップを発揮することで、連携市町とともに魅力ある圏域づくりを目指します。

また、広域連携による行政サービスの向上及び行政コストの削減を目指す「北那須3市町広域連携推進検討会」における取組を加速させます。

#### ○地域情報化の推進

業務増と職員減に対応するためのICT（情報通信技術）を活用した行政システムの導入と高度な電子自治体の実現に努めます。

## Ⅲ 行政改革を推進するための取組内容

### 1 市民との協働によるまちづくり

- (1) 自主防災組織の推進
- (2) 情報発信の充実
- (3) 道路里親制度の推進

## 2 効率的な行政運営

- (1) 組織機構の見直し
- (2) 定員管理の適正化
- (3) 業務の民間委託
- (4) ICTを活用した業務の効率化
- (5) 事務事業の検証・改善
- (6) 行政手続の利便性向上
- (7) 職員提案制度の充実
- (8) 職員の働き方改革

## 3 持続可能な財政構造の確立

- (1) 財政の健全化
- (2) 市税等の徴収率（収納率）の向上
- (3) 公共施設の計画的な見直し
- (4) 市有財産の有効活用
- (5) 市単独補助金の適正化
- (6) 経費の節減
- (7) 税外収入の確保
- (8) 水道事業の経営健全化
- (9) 下水道事業の経営健全化

## IV 実効性のある改革とするために

### 1 行政改革年度別実施計画の策定

行政改革大綱に基づき、具体的な取組項目を「行政改革年度別実施計画書」にまとめ、計画的に行政改革を推進します。

取組項目ごとに基本目標や数値目標を設定し、目標に対する達成状況を毎年度評価検証することで、取組を改善するPDCAサイクルを回し業務改善を効果的に行います。



## 2 推進体制

### (1) 進行管理

職員は「全体の奉仕者」という公務員の原点に立ち、限られた財源を効果的に活用するため、全庁的な行政改革の意識の共有と職員一人ひとりの意識改革を図るとともに行政改革を全庁的に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び部課長等で構成する「大田原市行政改革推進本部」において取組の進行管理を行います。

### (2) 行政改革に対する助言と提言

本市の行政改革推進のために設置された市内の各団体からの推薦及び公募による委員で構成する「大田原市行政改革推進委員会」において、行政改革の取組に対して、委員から助言や提言をいただき、行政改革を推進します。

### (3) 推進状況の公表

年度ごとの行政改革の推進状況については、大田原市行政改革推進委員会及び市議会へ報告するとともに、市広報紙やホームページにより広く公表し、市民の皆様の理解を得ながら行政改革を推進します。

### (4) 成果の反映と実施計画の見直し

行政改革の成果や実績については、次年度以降の施策に反映するとともに、弾力的に行政改革年度別実施計画の見直しを行います。

## 3 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。





**大田原市**